

令和7年度 個人住民税（村県民税）の申告時期のお知らせ

令和7年度の個人住民税の所得の申告相談を下記により行います。令和7年1月1日現在、孺恋村に居住している方（令和7年1月2日以降に孺恋村外に転出された方も含みます。）は村県民税の申告をする必要がありますので忘れずに申告してください。

例年、役場内申告会場は大変混雑しますので、簡単で便利な国税電子申告・納税システム（e-Tax）を積極的にご活用いただきますようご協力をお願いします。

■日 程

2月17日（月）～3月17日（月）

【午前】9時～12時 【午後】13時～15時

※土曜・日曜・祝日は除く

■会 場

孺恋村役場 応接室

■申告に必要なもの

①収入や控除のわかるもの（源泉徴収票、生命保険・地震保険等の控除証明書、国民年金保険料支払額の証明書、障害者手帳など）

②マイナンバーカード、または通知カード＋運転免許証、健康保険証等

③税務署から「確定申告のお知らせ」はがき等が届いている方は持参してください。

※医療費控除を受ける場合は領収書の整理、事業所得がある場合は収支内訳表の作成など、事前に準備をお願いします。

※右記日程表の地区割は混雑を避けるための目安です。期間中の都合がつく日にお越しください。

【日程表】

期 日	対象地区
2月17日（月）	田代699番地まで
18日（火）	田代700番地から
19日（水）	干俣
20日（木）	大笹
21日（金）	大前699番地まで
25日（火）	大前700番地から 西窪・門貝
26日（水）	三原
27日（木）	鎌原899番地まで
28日（金）	鎌原900番地から
3月 3日（月）	芦生田
4日（火）	袋倉
5日（水）	今井
6日～17日	村内全地区

【孺恋村役場では受付できない申告】

- ・譲渡所得（土地・建物の譲渡）や分離所得（株式譲渡・株式配当等）などの特殊な申告、青色申告・消費税申告は孺恋村役場ではできませんので税務署での申告をお願いします。（中之条税務署での申告は事前にお問い合わせください。）中之条税務署 電話 0279-75-3355（代表）

【住民税の申告が必要ない方】

- ・所得税及び復興特別所得税の確定申告をした方。
- ・給与所得者で給与以外の所得がなく年末調整を済ませた方。
- ・所得が公的年金のみの方で控除額に変更のない方。

【申告が必要な方が申告しない場合、次のような不利益が生じることがあります】

- ・村県民税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などが正しく計算されない。
- ・様々な手続きに必要な所得課税証明書などが発行されない。 など

令和6年中に収入がなかった方、非課税所得（遺族年金、障害年金、失業給付など）のみの方、行政サービス（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の軽減など）を受けようとする方、所得証明書・住民税課税証明書が必要な方は税務会計課までご連絡ください。

【お問い合わせ】

孺恋村役場 税務会計課 住民税係
電話 0279-96-0513